

整理番号	経-条申-18
------	---------

### 申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	経済戦略局スポーツ部スポーツ課(06-6469-3870)
処分課(担当)名	(公財)大阪武道振興協会(指定管理者)
処分の名称	大阪市立修道館の使用許可
概要	大阪市立修道館条例(昭和37年12月26日大阪市条例第40号)に記載されている修道館を使用する場合に許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市立修道館条例(昭和37年12月26日大阪市条例第40号)第6条及び第7条 (URL: <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	<p>◎利用者は次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>(1)柔道、剣道その他武道の大会、練習等に使用すること</p> <p>(2)公安又は風俗を害するおそれのないこと  ○「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいいます。  ○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。  ・刀剣、銃器、劇薬物等の危険物を持ち込む場合  ・麻薬、覚せい剤等を持ち込む場合  ・公然とわいせつな行為を行う場合  ・その他公安又は風俗を害するおそれがあると認められる場合</p> <p>(3)建物又は附属設備を損傷するおそれがないこと  ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用できない状態にすることも含みます。  ○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。  ・不適切な扱いによりマイク、スピーカーなどの音響設備を損傷するおそれがある場合  ・旗ざおなどを振り回して壁、照明機器などを損傷するおそれのある場合  ・その他、建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合</p> <p>(4)管理上の支障がないこと  ○「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持、補修、使用者間の利用調整など、施設の管理上の支障をいいます。  ○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。  ・定員を超過することが予想され、消防上危険な場合  ・入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合  ・多数の利用申請を調整する必要があるために、その結果(抽選)として許可できない場合  ・その他、管理上支障がある場合</p> <p>(5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益とならないこと</p> <p>(6)その他不相当と認める事由がないこと</p> <p>上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設実情に応じて不相当とされる場合があります。</p>
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	修道館事務所
提出時期	当日
提出方法	修道館事務所において、利用券を購入していただきます。
手数料	利用者により異なりますので、下記ホームページをご覧ください。
相談窓口	修道館事務所
ホームページ	<a href="https://www.opas.jp/osakashi/">https://www.opas.jp/osakashi/</a>
備考	